

(問い合わせ先)  
令和5年2月1日  
広島県農林水産局  
担当者：向井  
内線：3502  
電話：082-513-3502

## 県内における高病原性鳥インフルエンザに係る防疫措置の完了について (県内6例目 第6報)

令和5年2月1日  
畜産課

1月21日に、世羅町の採卵鶏育成農場において発生した、高病原性鳥インフルエンザ（県内6例目）に係る農場の防疫措置が、1月31日に完了しました。

なお、消毒ポイントでの畜産関係車両への消毒については、現在防疫措置を継続している県内5例目（1月10日発生）の移動制限区域の解除まで継続します。

### 1 防疫作業の状況

- (1) 殺処分完了 1月23日（月） 7時20分（処分羽数 127,469羽）
- (2) 防疫措置完了 1月31日（火） 13時55分（処分鶏、汚染物品の埋却、農場の消毒）

### 2 今後の予定

移動制限区域<sup>※1</sup>、搬出制限区域<sup>※2</sup>については、継続となります。

なお、搬出制限区域については、発生農場の防疫措置が完了して10日後を経過した後に行う清浄性確認検査で陰性であれば解除となります。（2/16以降の見込み）

また、移動制限区域については、発生農場の防疫措置が完了して21日後を経過すると解除となります。（2/22の見込み）

ただし、5例目の搬出制限区域及び移動制限区域と重複する区域については、制限が継続となります。

※1 発生農場から半径3km圏内の家きんや卵などの移動を禁止する区域

※2 発生農場から半径3kmから10km圏内の家きんや卵などの搬出を制限する区域

### 3 報道機関へのお願い

- (1) 我が国ではこれまで家きん肉、家きん卵を食べることにより、人に感染した例は報告されていません。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いします。特に、ヘリコプターやドローンを使用する取材は、防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- (3) 今後とも、本件に関する情報提供に努めてまいりますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。